

令和6年度沖縄地方最低賃金審議会
第1回運営小委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月31日(水) 14:00~14:40
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
 - 公益代表委員 2名(岩橋培樹、城間貞 敬称略)
 - 労働者代表委員 3名(石川修治、喜納浩信、野原陽子 敬称略)
 - 使用者代表委員 3名(田端一雄、比嘉華奈江、福地敦士 敬称略)
 - 事務局 4名(岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、嘉数賃金指導官)
- 4 議題
 - (1) 委員長及び委員長代理の選出
 - (2) 特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討
 - (3) 参考人意見聴取等について
 - (4) その他
- 5 配付添付
 - (1) 令和6年度沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金運営小委員会委員名簿
 - (2) 沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程
 - (3) 最低賃金法(特定最低賃金関係抜粋)
 - (4) 令和6年度沖縄県新聞業最低賃金他3件の特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
 - (5) 2024年度特定(産業別)最低賃金改正の申出意向表明について(2024年3月21日 日本労働組合総連合会 沖縄県連合会(連合沖縄))
 - (6) 令和6年度特定(産業別)最低賃金の改正決定の申出一覧表
 - (7) 特定(産業別)最低賃金審議に対する労働者側の考え方
 - (8) 沖縄県地域最賃及び産別最賃の推移
 - (9) 令和6年度特定(産業別)最低賃金に関する基礎調査結果及び未満率・影響率
 - (10) 令和6年度沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会審議日程について

第1回運営小委員会（議事録）

崎原賃金室長

定刻となりましたので、これより、「令和6年度沖縄地方最低賃金審議会 第1回運営小委員会」を始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、第1回目の運営小委員会でございますので、委員長、委員長代理が選出されるまでの間、事務局の方で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の運営小委員会の各委員の出欠の状況でございますが、公益委員が2名、労働者側委員3名、使用者側委員が3名でございます。本日、公益の島袋委員は欠席でございます。

第1回の本審におきまして承認されました沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会の運営規程第2条によりまして、沖縄労働局の運営小委員会委員の定数は9名でありますので、本委員会は第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、本運営小委員会の委員の名簿のほうは資料の1ページ、運営規程につきましては、資料2、3ページのほうにつけてございます。ご確認ください。

それでは、議事次第第1に移ります。

「委員長及び委員長代理の選出」となっております。

委員長及び委員長代理につきましては、従前より労使の委員からの推薦で、公益委員の中から選任してきた経緯がございますけれども、本年度も従前と同じように公益委員からの選任ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

崎原賃金室長

ありがとうございます。

では、公益委員のほうから委員長及び委員長代理の推薦をお願いしたいと思います。

どなたかご推薦いただけますでしょうか。

（石川委員、挙手）

崎原賃金室長

石川委員、お願いします。

○石川委員

労働者側委員の石川のほうから推薦させていただきたいと思います。

昨年の審議会においても労使の話にしっかりと耳を傾けて、公正な判断をしていただいたという観点から、ちょっと本日欠席はされていますが、委員長に島袋委員、委員長代理に城間委

員を推薦したいと思いますので、よろしく願いいたします。

崎原賃金室長

今、石川委員のほうから委員長に島袋委員、委員長代理に城間委員とのご推薦がございました。いかがでしょうか。

(異議なし)

崎原賃金室長

ありがとうございます。

今年度の本運営小委員会は委員長に島袋委員、委員長代理に城間委員が選任されました。

それでは、これからの議事の進行を委員長代理の城間委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

城間委員長代理

ただいま委員長代理に選任していただきました城間でございます。

本日は、島袋委員が欠席ですので、私のほうで進めさせていただきたいと思います。

運営小委員会の運営に当たりまして、労使各委員のご協力とご理解を得て、円滑に進められるよう努めたいと思いますので、ご協力をよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事録署名人ですけれども、労働者側は喜納委員、それから、使用者側は田端委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次第2の審議事項、(1)「特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討」について審議に入りたいと思います。

先ほど行われました第2回本審で柴田労働局長から、4業種に係る特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について意見を求める旨の諮問をいただいております。

必要性の有無に係る審議については、本審からこの運営小委員会へ付託されておりますので、審議の上、諮問に対する検討結果について「審議会本審」へ報告することになりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

ただいま城間委員長代理のほうからご説明がありましたとおり、先ほどの本審において、特定最低賃金改正決定の必要性の有無に係る意見について諮問が行われたところです。同じ資料でありますけれども、7ページに先ほどの諮問文をつけております。

今年度の特定最低賃金の改正につきましては、9ページ、10ページのとおり、本年の3月21日付で4業種に係る特定最低賃金の改正の「申出意向表明」がなされておりました、提出も行われております。

申出書の添付資料は、「委任状、産業別最低賃金の改正に係る決議書、事業所数と労働者の概要及び合意の効力の及ぶ労働者または使用者の範囲、賃金格差疎明資料」等でございます。その申出書の内容をまとめましたのが 11 ページ、横の表になりますけれども、資料 6 に「令和 6 年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出一覧表」がございます。この一覧表により説明いたしますと、表の右側に記載されています各労働組合から申出代表者に委任する旨の委任状が添えられております。

これらを踏まえまして、沖縄県糖類製造業ほか 3 業種の申出要件につきましては、最低賃金法第 15 条第 1 項の改正決定の申出要件にあります最低賃金の適用を受ける労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意が得られていることが確認できましたので、受理したものとなっております。

ちなみに特定（産業別）最低賃金の改正が必要であると判断された場合は、業種ごとに特定最低賃金専門部会を設置いたしまして、改正内容につきまして審議していただくこととなります。

今回の改正申出におきましては、糖類製造業、新聞業、各種商品小売業の 3 業種は公正競争ケース、自動車（新車）小売業については、昨年度から労働協約ケースに変更して申出があったものでございます。今回につきましても申出の必要条件を満たしていたことを確認しております。

また、特定（産業別）最低賃金の改正を行う場合には、最低賃金法第 16 条の規定によりまして、地域別最低賃金額を上回るものでなければならぬとされております。地域別最賃は現在審議中でございますけれども、改正された後の地域別最低賃金額を上回ることでなければならぬということですので、ご承知おきいただきたいと思います。

それから、最後ですけれども、各特定最低賃金の改正の決定の申出に係る考え方ですけれども、書面のほうで提出していただいておりますので、資料の 41 ページから 48 ページ、資料 7 として載せてつけておりますので、ご確認をお願いいたします。以上です。

城間委員長代理

ただいま沖縄県糖類製造業ほか 3 業種の特定（産業別）最低賃金の改定に係る申出の提出がされ、受理されたとの報告がありました。

この件について意見、質問等ございますでしょうか。

（特になし）

城間委員長代理

それでは、各業種の労働者側の考え方について、労働側委員から説明をお願いいたします。

○石川委員

石川のほうから説明させていただきたいと思います。

特定最低賃金の改正申出に当たりまして、労働者側としての考え方を述べさせていただきた

いと思います。

近年の地域別最低賃金の改定額が審議の間に特定最賃を超えてしまう状況にあることから、特定最低賃金は不要ではないかという意見が審議会の中でも発言されることがございますが、この条件に対する労働者側としての考え方を述べた上で、各業種についても意見書の内容を基に概要を説明させていただきたいと思います。

特定最低賃金の意義と役割についてなんですが、特定最低賃金というものは我が国唯一の法律に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムであり、労使交渉の補完、代替機能を担っております。事業の枠を超えて同じ産業で働く基幹的労働者の入り口の賃金としての機能を持つ重要な役割を持っているのが特定最低賃金だと認識をしております。

また、公正競争ケース、労働協約ケース、2通りの申出のケースがございますが、労働協約ケースにつきましては、企業内最低賃金協定を基に申出を行っております。この企業内最低賃金協定というのは、労使が対等に交渉を行った組織労働者が労使交渉を通じて締結したものが最低賃金協定となっておりますが、この金額を労使交渉の手段を持たない未組織の労働者に波及させる、そういった役割もあるかと思っております。

また、特定最低賃金につきましては、賃金の切下げ競争の防止や適正な賃金水準の引上げを促すことにより、産業内の公正競争を確保し、産業全体の健全かつ持続的な発展を促すことを目的としているというふうな認識をしております。今回、県内の基幹産業とも言われるような4業種にふさわしい賃金水準を確保することを我々労働者側が求めて、本年度も特定最低賃金の改正の申出を行っているところでございます。

これから一つ一つ業種について意見書の少し概要を説明をさせていただきたいと思っておりますが、すみません、ちょっと順不同にはなりますが、まず、自動車さんですので、47ページをご覧くださいと思いますが、自動車小売の労働組合のほうから意見をいただきました。

自動車というのは交通インフラが脆弱である沖縄県において生活必需品であり、県民の暮らしを大きく支えている。また、カーボンニュートラルの取組等によって、ガソリンから電気自動車への移行が今後進んでいく中で、産業構造や経済社会の変化があったとしても、産業の活性化を図り、選ばれる産業にならない、そういった自動車を通じまして、観光や沖縄県の経済、県民の足を確保するために解決すべき課題というのが多くあるのが自動車産業の実情でございます。整備士の離職問題や人手不足、本土企業の参入や本土企業の好条件、また当産業だけでなく、ほかの産業に人材流出などが大きな問題となっております。若い人たちに選ばれる役割にするためにも、もちろん企業努力は行っておりますが、追いついてはいない。産業そのものの魅力向上のために地域別最低賃金を上回る特定最低賃金の改正が必要だと考えております。

続きまして、糖類製造業です。ページ飛んで申し訳ないんですけども、41ページをご覧ください。

糖類製造業につきましては、県内の農家の7割がサトウキビを栽培していると言われておりますが、まさしく県の基幹産業であり、糖類製造業で働く人たちは食料自給率の向上や地域経済の発展、雇用、県民生活の維持・向上、さらには県経済の一翼を担っていると自負をしてい

るところでございます。今後も沖縄の基幹産業としての役割を果たすために糖類製造業特定最低賃金を引き上げて、産業の魅力を高めていきたい、そういったご意見をいただいております。

続きまして、43 ページ、新聞業につきましては人手不足が深刻でありまして、特に最低賃金と密接に関わるパート、アルバイトの労働者の方の募集をかけても集まらないのが現状である。特定最賃の引上げによる待遇の改善で新聞産業が魅力ある産業であり続けるためには必須であり、健全なジャーナリズムや新聞社の使命を果たすためにも優秀な人材確保が必要であり、物価高に見合った特定最低賃金の改善、引上げを求めるために労使で議論を行いたいと、そういった意見がございました。

最後、商品小売になりますので、45 ページになります。商品小売につきましては、沖縄県民の日常生活に不可欠な商品供給を行っている重要な産業だと認識をしております。商品の提供につきましては 365 日、台風、災害時においても従業員は懸命に働いているというのがこれまでコロナ禍でも皆様感じられたことかなというふうに思っております。ご自身の感染リスクというのを顧みず、私たち県民生活を維持するために従業員の方たちは強い使命感を持って働いていらしております。

しかしながら、商品小売業で働く方々の賃金水準というのは低く、その多くが最低賃金に近い処遇で、そういった低い水準であります。自身の家庭の生活を厳しくしておりまして、また仕事に対する定着率というものもかなり悪くなっております。そこで働くのではなくて、他の産業にまたより時給が高いところに仕事を求めていくということで、やはり 365 日、土日、祝日、旧盆、これからも旧盆も迎えていきますが、あと正月とか、さらに夜間勤務、こういった形態で行っている商品小売業ですが、ますます賃金水準が低いのがゆえに人手不足が顕著となっており、営業を継続するというのはなかなか困難な状況となっております。

このように沖縄県民のライフラインとして不可欠な商品小売業が魅力ある産業に生まれ変わるために、また人材を確保、定着してもらうためには特定最低賃金による賃金の引上げは不可欠である。そういったことを各種商品小売業の方からご意見をいただいておりますが、あと、ちょっと喜納委員も当該労組の代表者でありますので、少し補足をいただいでから労働者側の意見としたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

喜納委員

お疲れさまです。労側委員の喜納です。

驚かれるかもしれませんが、もとは赤ちゃん用品、子供服、化粧品の販売を担当していました。それから労働組合に専従していますけれども、そういうことで小売の件だけ付け加えるのも僭越ですけれども、ちょっと状況の話をさせていただければと思います。

1つ一番大事なのは、今どこもですけれども、小売業の人手不足が顕著になってきているというふうなことです。雇用情勢については求人が増えて、非常に好調ですけれども、特にパートのところは2倍近い有効求人倍率があって、パートタイマーの労働者の方の奪い合いという表現はよくないんですけれども、そんな状況の中で、今小売はやっぱり選ばれない。大きな要

因があり、土日、お盆、お正月、ゴールデンウィーク、夜、そういったところで働く今の人たちのやっぱり価値観、「土日休みたい」「お盆、お正月休みたい」そういうことも大きくあって、やはり選ばれない業種になって、どこでも人手不足の状況が起っています。具体的な話もあるんですけども、リウボウの百貨店でさえ従業員の10%が1年で辞めて、補充がままならない状況です。あと、私ども関係あるところで、空港のお土産の企業、ここも前年比130%ぐらいの売上げですけども、パートタイマーさんが採用しても来ない。何が起こるかという、正社員の働き方がやっぱりそこを補わないといけませんので、あってはよくないんですけども、まともにお昼も取れないときもままある中で働いている状況です。それは空港に限らず、もう一般の小売でもそれは起っている状況で、このパートの採用ができないということで正社員含めて全体の働き方に影響を及ぼしているということがあります。

ただ、その中で、働く価値を、それは地域最賃も含めてですけども、労働の価値をやっぱり使側の皆さんと特定最賃の対象企業の皆さんを含めて話をさせていただきたいと思います。どうやったら採用ができて働き続けられる産業になるのかということの観点でぜひ特定最賃の審議に乗せていただきたいと思います。この中で顕著なのが、今年8月、コストコさんですけども、時給1,400円、1,500円と打ち出してあって、120名ぐらいの募集で1,800名ぐらいの応募があったと聞いています。10倍以上。確かに土日、夜働くということで選ばれにくくなっているけれども、やっぱり賃金というのは一番職業を選ぶ中で大きな要因として持っているということが、このことだけで言うのもあれですけども、それだけの応募があったということですから、だから、地域最賃と同じ額ではなく、皆さんがいつでも普通に商品が買える、そういう体制を今後維持していくにはどうしたらいいかをぜひ特定最賃の対象企業の使側、労働側で審議ができればと思います。

もう1点は、今までパートさんというと、特に小売はレジと補充、そういうイメージかもしれませんが、もう従業員の8割以上はパートタイマーさんです。だから、基幹労働者の皆さんと言ってもいい。つまり商品説明だったり、クレーム対応だったり、商品発注、それから、もう既にマネジメントもするパートさんも多々出てきています。だから、働く能力としてある一定の方が必要としている産業だと私どもはそう思っていますので、そういうところで働く方を特定最賃できちっと処遇をするということを打ち出させていただいて、採用難という人手不足、そのことの対応を含めて審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

野原委員

イオン琉球で働いていますので、そちらのほうから小売業の件で少しお話しさせてください。

先ほどもお話がありましたように、小売業って本当に地域住民の生活を支えるライフラインの業種です。私たちもその使命感を持ってもちろん取り組んでますし、労使で共に一緒に改善していくという意思を持って今取り組んでおります。

ただ、先ほどもありましたように、かなり働く環境が今厳しくなっているのと、実際にいろいろ働く労働条件を改善したとしても、土日、祝日、やっぱりお盆、年末年始は皆様が大事ないろいろな行事をやるためには小売業の特に食品ですね、食品の活動が必要になりますの

で、環境が厳しくて離職率がなかなか下がりません。それは時間給制社員ではなく、正社員にも今大きく影響してきています。賃上げをしたとしても、実際に働く条件だったりとか、あと、様々な要因で離職率が下がらなければ、このままいくと本当に最終的には人手不足のために皆さんの生活、沖縄のいろんなライフスタイルにも影響が出てしまうという、そういう状況になってしまいます。

私たちとしては、やっぱり企業の成長と地域社会の成長の発展のためにも小売業の特定（産業別）最賃の引上げというのは、そこで働く従業員にとって大きなモチベーションと生産性向上の大きな要因になっていると思います。もちろん企業の色々な数字のものですが、色々な会社があるので、その部分は一概に言えないところかもしれませんが、このぐらいの賃金を出さないともう小売業で働く人がいないという、そのある程度の特定（産業別）最賃の賃金を出した上で、労使で一緒に改善していきながら沖縄を盛り上げていこうと、沖縄の小売業のことを、そして地域を考えていこうという、そういうお話をしていきたいので、ぜひ審議をよろしくお願いします。以上です。

城間委員長代理

ありがとうございます。

それでは、特定（産業別）最低賃金の沖縄県糖類製造業ほか3業種に関する改正申出書について受理されたことを確認し、これから改正決定の必要性の有無の検討ということで審議していきたいと思います。

まず、例年、各業種の特定（産業別）最低賃金の関係使用者側の意見を「概要書」という形でお伺いしております。

また、昨年、労側から参考人聴取を実施しております。

これらの件について、事務局からご説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の有無について、運営小委員会においてご検討をいただくために、労働者側から提出されました改正決定に係る申出書に対しまして、関係使用者側の意見としまして「使用者意見概要書」を提出いただいております。

今年度も次回の運営小委員会において、使用者側のほうから「使用者意見概要書」として意見書を提出していただき、使用者側のご意見を伺う予定となっております。現在、改正申出のありました4業種につきまして、使用者側の意見をお願いしているところでございますが、それでよろしいでしょうか。

田端委員

事前に申出書の内容についてはいただきましたので、その内容を拝見して、関係する事業者の皆さんに「使用者意見概要書」の作成を依頼しているところですので、締切りを言っていたければ、今回は7日の水曜日が小委員会なので、前日までにとか当日の朝とか何かそういう

のがあれば。

崎原賃金室長

そうですね、できれば前日までをお願いできればと思います。

田端委員

それまでには提出をさせていただきたいと思います。

崎原賃金室長

では、次回の第2回の運営小委員会において、4業種から「使用者意見概要書」を踏まえて、改正の必要性についてご検討いただきたいと思います。

それから、参考人聴取の確認ですけれども、使用者側はなしということによろしいですね。

(使用者側意見なし)

崎原賃金室長

労働者側のほうは皆さんご意見いただいているので、なしということで分かりました。

城間委員長代理

それでは、使用者側から「意見概要書」を提出いただき、第2回の運営小委員会にて検討することとしてよろしいでしょうか。

(はい、の声)

城間委員長代理

それでは、第2回で検討することといたします。

それでは、使側の委員で何かご質問等がございましたらよろしく願いいたします。

田端委員

先ほど労側の委員から見解が示されましたけれども、本日この4業種の必要性についての文書を頂きましたので、この内容を精査しまして、次回までに審議入りの可否について判断させていただきたいと思います。

この資料の中で1点ちょっと質問をさせていただきたいんですが、48ページに自動車の小売業の改正の必要性の中の裏面のほうのちょっと下のほうの「重ねてお願いにはなりますが」というのがありまして、「当該産業関係団体の日本自動車販売協会沖縄県支部などに必要性の有無の判断を委ねていただきたく強く要請申し上げます」と。実はこの表現は去年と同じで、この表現に対して、「これちょっとおかしいのではないか」ということで去年申し上げました。一応私どもが昨年の意見概要書を出したときも、その関係する業者の方から意見概要書を出し

ていただいて、その中で審議入りの必要性を認めないということでしたので、そういうふうな判断をさせていただきました。この書きぶりは自動車販売協会沖縄県支部の意見を聞いてほしいということであれば、それは伺います。ただ、判断を委ねていただきたくということになると、この小委員会の存在意義そのものが問われているので、この書き方としては果たしていかなものかなというふうに思っていますので、今後見直しをしていただければなというふうに思います。

先ほど特定最低賃金の改正について話がありましたけれども、特定最低賃金については、その業界挙げてそれを盛り上げていこうということの設定することについてはもちろん異論はございません。ただ、これまでの審議の中で結局業界挙げてではない部分がありました。うちはこれを上げてもらっては困るというのを意見概要書の中で意見として出させていただいて、審議を認めないという形で考えていますので、できれば労側のほうも使用者側それぞれの業界の使用者側の皆さんにしっかり根回しというか、説明していただいて、その必要性を了解していただければ、その意見を僕らも勘案をする。業界挙げて実際に特定最低賃金を設定したいという意向があれば、当然審議入りはもう認めますので、そういったように今後やっていきたいと思うので、よろしく願いいたします。

城間委員長代理

ほかに特に意見等ございませんでしょうか。

石川委員

すみません、田端委員からのご指摘、ありがとうございます。

昨年自動車の方から直接この場でご意見を述べて、こういった文言があったことに対してご指摘があったということ、また重ねて我々労働者側委員からも答えたいということと、あと、最後に各業界団体の皆様にご理解をしてほしいという思いがこの文章のところに入っていたとは思いますが、その書きぶりについてはご指摘のとおりだと思いますので、しっかりと直した後、また我々労働者側としてもそういった団体への呼びかけ等々も今後もまた行っていきたいなと思っております。ご指摘ありがとうございました。

城間委員長代理

どうもありがとうございました。

ご意見は審議会の中で参考にさせていただきます。

それでは、次に、審議事項「その他」とありますけれども、事務局から何かありますでしょうか。

崎原賃金室長

配付させていただいた資料等につきまして加えて説明なんですけれども、49ページ、資料8、これは沖縄県の地域別最賃及び特定（産業別）最賃の推移と対地域最賃比というものが右側の

ほうに令和5年を更新してつけているものでございます。必要性に係る審議を行っていただく上で近年の改定状況の参考としていただければと思います。

次に、51ページ、資料9は、令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果から未満率、影響率を各適用特賃業種別の一覧にしたもので、併せて特賃に係る業種の総括表(1)及び(2)を添付しております。先ほどの基礎調査の結果を重ねてつけているものでございます。各特賃に係るものを抜粋してつけておるものでございます。

97ページ、これは小委員会の審議日程を参考までにつけさせていただいております。特に変更はございません。

8月7日水曜日に開催いたします第2回の運営小委員会におきましては、今年度の特定最低賃金の改定の必要性について取りまとめいただきまして、その結果を同日開催されます本審に報告していただくこととなっております。その8月7日の開催通知を今からお配りしますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

第2回の運営小委員会におきましては、先ほどお話ししました「使用者意見概要書」につきましてご検討いただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

城間委員長代理

ただいまの事務局からのご説明に何か質問等はございますでしょうか。

(特になし)

城間委員長代理

ありがとうございます。

最後に、昨年度の特定最賃の必要性に係る審議においては、労使の意見が分かれ、4業種全てにおいて必要ありとの結論には達しませんでした。

特定最賃の設定意義が、関係労使のイニシアチブによるものであることから、今年度も労使一致による結論を出すことに公益として尽力してまいりたいと思っております。

なお、各特定最賃の改定の必要性の有無について個別に結論を出すこともあり得ると思っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

特に使用者側委員におかれましては、対象業種ごとに改定の必要性についてのご意見、例えば業種別の専門部会における協議等の必要性の有無も含めて確認していただきますようお願いいたします。

それでは、引き続き審議、検討は第2回で行いたいと思います。

これで令和6年度の第1回運営小委員会を終了したいと思います。

次回は来週8月7日13時から開催予定でございますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

どうもお疲れさまでございました。